(三十七)　愛媛県
(三十八)　高知県
(三十九)　香川県
(四十)　福岡県
(四十一)　佐賀県
(四十二)　長崎県
(四十三)　大分県
(四十四)　宮崎県
(四十五)　熊本県
(四十六)　鹿児島県
(四十七)　沖縄県

三　漁業等の種類

(一)　近海等漁業（Ⅰ）（(二)から(十)までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）

(二)　近海等漁業（Ⅱ）（船外機を主機関とする総トン数二十トン未満の動力漁船により行う漁業をいう。）

(三)　内海漁業（瀬戸内海において無動力漁船又は総トン数二十トン未満の動力漁船により行う漁業(二)、(六)、(八)及び(十)に掲げる漁業を除く。）をいう。）

(四)　内湾及び内水面漁業（厚岸湾、陸奥湾、松島湾、東京湾、三河湾、伊勢湾、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾、中海、博多湾、有明海、大村湾、八代海、鹿児島湾及び内水面において、無動力漁船又は総トン数二十トン未満の動力漁船により行う漁業（(二)、(六)、(八)及び(十)に掲げる漁業を除く。）をいう。）

(五)　かつお・まぐろ漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号。以下「指定漁業令」という。）第一項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業及び同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業並びに特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第一項第四号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業をいう。）

(六)　いか釣り漁業（総トン数五トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）

(七)　底びき網漁業（Ⅰ）（北海道以北の日本海、オホーツク海及び北緯四十七度以北の海域において総トン数二十トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業をいう。）

(八)　底びき網漁業（Ⅱ）（指定漁業令第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁業（(七)に掲げる漁業を除く。）及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。）

(九)　以西底びき網等漁業（指定漁業令第一項第二号に掲げる以西底びき網漁業（総トン数二十トン未満の漁船によるものを除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を漁場から運搬する業務を含む。）及び同項第三号に掲げる遠洋底びき網漁業（総トン数二十トン未満の漁船によるもの及び(七)に掲げる漁業を除く。）をいう。）

(十)　まき網漁業（総トン数五トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業（当該漁業の漁獲物を漁場から運搬する業務を含む。）をいう。）

(十一)　漁業取締り等（総トン数五トン以上の動力漁船により行う漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締りの業務をいう。）

注1　無動力漁船又は総トン数五トン未満の動力漁船により行う漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締りの業務については、(二)に該当する漁船によるものは(二)に掲げる漁業に、(三)又は(四)に規定する操業区域を当該業務に係る区域とするものはそれぞれ(三)又は(四)に掲げる漁業に、その他のものは(一)に掲げる漁業に含まれるものとする。

2　漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第一条に規定する船舶のうち総トン数五トン以上の動力漁船により行う同条第一号及び第二号に掲げる業務並びに昭和四十八年十月一日農林省告示第千八百七十一号（漁船損害等補償法施行令第一条第三号の規定に基づく農林大臣が指定する業務を指定する件。以下「業務指定告示」という。）第三号及び第四号に掲げる業務については、(三)又は(四)に規定する操業区域を当該業務に係る区域とするものはそれぞれ(三)又は(四)に掲げる漁業に、船外機を主機関とする漁船によるものは(二)に掲げる漁業に、その他のものは(一)に掲げる漁業に含まれ、業務指定告示第一号及び第二号に掲げる業務については、(十一)に掲げる業務に含まれるものとする。

3　漁船損害等補償法施行令第一条に規定する船舶のうち無動力漁船又は総トン数五トン未満の動力漁船により行う同条第一号及び第二号に掲げる業務並びに業務指定告示第三号及び第四号に掲げる業務については、(三)又は(四)に規定する操業区域を当該業務に係る区域とするものはそれぞれ(三)又は(四)に掲げる漁業に、船外機を主機関とする漁船によるものは(二)に掲げる漁業に、その他のものは(一)に掲げる漁業に含まれるものとする。

四　船質

(一)　木船
(二)　鋼船（軽合金製漁船及び合成樹脂製漁船を含む。）

五　船齢

(一)　満一年未満
(二)　満一年以上満二年未満
(三)　満二年以上満三年未満
(四)　満三年以上満四年未満
(五)　満四年以上満五年未満
(六)　満五年以上満六年未満
(七)　満六年以上満七年未満
(八)　満七年以上満八年未満
(九)　満八年以上満九年未満
(十)　満九年以上満十年未満
(十一)　満十年以上満十一年未満